

秘密保護法を考える超党派の議員と市民の第二回省庁交渉 質問事項**1. 法律概要（立法経緯）**

- 1.1 内閣情報調査室が内閣法制局に法案説明する目的などに、必要性などを記載した論点ペーパーや論点メモ等を作成しているか。作成しているとすれば、内容を公開してほしい
- 1.2 先日の参議院本会議で、総理は「過去十五年間で公務員による主要な情報漏えい事件を五件把握しております」と答弁しているが、「主要な」というのはどういう意味か、また、過去15年間で、主要でないものも含めると情報漏えい事件は何件あったのか、更に、過去15年ではなく、戦後、国家公務員法等が出来て国家公務員（自衛官含む）に守秘義務が課せられてからのトータルだと情報漏えい事件は何件あったのか（山田議員）
- 1.3 先日の予算委員会で総理は「情報漏えいに関する脅威が高まっている状況」と答弁しているが、具体的な脅威とは上記5件をさしているのか。そうでなければ具体的にどのような状況か（山田議員）
- 1.4 なぜ、今この法律が必要なのか？ 尖閣沖漁船衝突事件の情報漏洩を一つのきっかけとしているのか（山田議員）

2. 秘密の範囲

- 2.1 以下の情報は秘密指定されるのか
 - ・ 核物質防護に関する情報（赤嶺議員）
 - ・ 沖縄返還時の日米密約
 - ・ 原発本体情報、使用済み核燃料の情報、プルトニウムの輸送経路に関する情報
 - ・ 尖閣沖漁船衝突事件のビデオ
 - ・ オズプレイ飛行に関し、滋賀県と国が協議した際の滋賀県作成の議事録
- 2.2 「別表」の外交に関する事項のイ「外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの」の「その他の安全保障」とは、具体的にどのようなものを意味するのか。食糧やエネルギーなどの経済に関する情報は、この事項に関する情報にあたるか（赤嶺議員）
- 2.3 「別表」の「特定有害活動の防止に関する事項」には、「特定有害活動の防止に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報その他の重要な情報」、「テロリズムの防止に関する事項」には、「テロリズムの防止に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報その他の重要な情報」がある。これら「その他の重要な情報」とはどのような情報を指すか（赤嶺議員）
- 2.4 「別表」の「特定有害活動の防止に関する事項」の「特定有害活動の防止に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報その他の重要な情報」、「テロリズムの防止に関する事項」には、「テロリズムの防止に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報その他の重要な情報」に関して、「八に掲げる情報の収集整理又はその能力」とある。この能力を保持している政府機関は、どのような機関か（赤嶺議員）
- 2.5 一つの特定期秘密、例えば、「10月24日17時に山田太郎が赤坂1丁目に爆弾を仕掛けてきた」という情報の一部、「誰かが爆弾を仕掛けた」という人物や日時場所を欠く情報を漏らした場合、法律の「漏らした」にあたるのか（山田議員）
- 2.6 「未遂」「教唆」が含まれるとすれば、どの段階で「未遂」「教唆」と判断するのか。また、その判断は誰が下すのか
- 2.7 実行犯が着手しなくても、共謀だけ、教唆だけ、扇動だけで処罰される独立処罰の理解で良いか。例えば、市民団体が秘密を明らかにしろとHPに書けば扇動にあたるのか

3. 知る権利侵害

- 3.1 一旦、秘密指定された文書は秘密指定が解除されない限り、国民にとっては存在さえも秘密になるということで間違いないか。また、それは最後まで開示しないのはなぜか
- 3.2 特定秘密の指定はファイル単位でなされるのか、文書又は情報 1 件ごとになされるのか。また、行政機関等で使用しているファイル名または文書名の一覧表を情報公開請求した場合、開示されるのか
- 3.3 秘密指定や期限延長、廃棄について適正に行われているかの第三者によるチェックは行われぬという認識で良いか。また、秘密指定の運用基準について作成するとあるが、その基準は公開されるのか
- 3.4 特定秘密の取扱者が報道機関に情報提供をし、新聞の 1 面にその情報が掲載された場合、当該特定秘密は公知のこととして特定秘密から外れるのか

4. 適正評価

- 4.1 行政機関職員等が調査の「同意」を拒否した場合、不利益を被ることはないのか
- 4.2 特定秘密を取扱っている行政機関職員等が、適正評価不適合者と婚姻関係を結んだ場合、当該職員は職務上の不利益を被るのか

5. 国会・裁判所

- 5.1 行政が国会よりも優位に立つという認識で良いか。警察庁長官が都道府県に提供する場合（第 7 条）や行政が外国政府等に提供する場合（第 9 条）よりも国会に提供する要件は厳しいという理解でよいか。また、提供するか否かは行政の判断次第ということになるか。どのように行政の恣意を防ごうとしているのか
- 5.2 刑事訴追された被告人が、特定秘密とされた情報が法律の特定秘密にあたるか否かを争う裁判は憲法 37 条（刑事被告人の諸権利）で公開となるという理解で良いか。また、検閲や電話傍受に関するものの場合、検閲や電話傍受を受けた被害者が起こした裁判は憲法 82 条（裁判の公開）で常に対審は公開されるという理解で良いか（山田議員）
- 5.3 刑事や民事裁判で裁判所に秘密を提供することはあるのか。行政は裁判所に秘密の提供を求められた場合、拒むことはできるのか。裁判所に秘密が提供され、裁判所が開示決定をした場合は、当然秘密を開示されるのか

6. 報道の自由

- 6.1 望遠レンズで撮影する場合、放置された書類を見る場合、壁に耳を当てての盗み聞き、酔わせて聞き出す、ハニートラップは、マスコミ配慮規定の「著しく不当な方法」に該当するか

7. パブリックコメント

- 7.1 パブリックコメントのさらに詳細な情報を公開して欲しい
- 7.2 パブリックコメントの付番の方法はどのように成っているのか。また、パブリックコメントで法案名称が通称名や類似名となっているものについても意見としてカウントされているのか
- 7.3 「内閣官房においては、寄せられたご意見を参考にしつつ、今後更に検討を進めてまいります」とあるが、具体的にはどのような手続きをとるのか。また、現時点で参考にして法文が変更になった箇所はあるのか。詳細が公開されていないその他の意見であっても、今後参考にする可能性はあるのか